

6　ASF、CSF対策の着実な推進について

ASFをはじめ近隣国で発生している家畜伝染病の国内侵入が引き続き懸念されている。

国は家畜伝染病予防法に基づき検疫による侵入防止対策を強化しているものの、中国やベトナムなど家畜伝染病発生国から訪日客が不正に持ち込んだソーセージ等からASFの遺伝子が相次いで検出されるなど、国内においてASFが発生するリスクが高い状況が続いている。

平成31年4月22日以降、国は畜産物の違法な持ち込みに対する対応を厳格化し、家畜防疫官等の増員や検疫探知犬の配置を進めているが、海外との定期便が運航されている空港30か所のうち、検疫探知犬が配置されているのは現在11か所（国際郵便局1か所含）であり、客船が寄港する港には探知犬が配置されていない状況である。

このため、未配置の空港や海港についても家畜防疫官等及び検疫探知犬の配置を行うなど、ASF対策の着実な整備が必要である。

さらに、畜産物の不正な持ち込みによる摘発・逮捕は、外国人だけではなく日本人の事例もあることから、国内外に摘発事例の周知を図るとともに、罰則強化や罰則適用の更なる厳格化により抑止力を働かせることが必要である。

加えて、ASFはワクチンがなく非常に伝染力が強いことから、発生時の被害が甚大となる可能性が高く、有効なワクチンを早急に開発し、発生予防策を強化する必要がある。

また、農場に出入りする人・物品・車両の消毒の徹底により農場へのウイルス侵入若しくは感染拡大することができないよう、家畜伝染病予防法の改正をふまえて、畜産関係業者だけでなく農場に出入りする全ての事業者に徹底されることが必要である。

一方、CSFの感染拡大を受け、国は令和元年10月に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」を改正し、ワクチン接種推奨地域に

において予防的ワクチン接種を可能とした。

ワクチン接種は家畜伝染病予防法に基づき都道府県の獣医師職員である家畜防疫員が行っており、受益者負担の原則から養豚農家から接種手数料を徴収している。

C S F の感染が急激に拡大した時期は過ぎたものの、当面の間は予防的ワクチン接種が不要となる見通しが立たず、ワクチン接種に係る経費は養豚経営の負担になっている。

このため、C S F ワクチンの予防的接種を実施する農家支援策の拡充が必要である。

については、A S F 、C S F 対策の着実な推進のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 A S F の検疫体制の整備を着実に推進すること。

- (1) A S F などの家畜伝染病発生国からの畜産物の不正な持ち込み防止対策を強化するため、訪日外国人の増加に対応した家畜防疫官等の増員及び検疫探知犬の頭数増加を図ること。
- (2) 訪日外国人及び海外渡航者に対し、不正な持込みなどに対する罰則の強化と罰則適用の更なる厳格化を図ること。
- (3) A S F の発生予防対策を強化するため、ワクチンの開発をさらに加速化させ、できるだけ早期に有効なワクチンを開発すること。

2 家畜伝染病予防法改正により、畜産関係のみならず農場に入りする全ての人・物品・車両に対する消毒実施の責務が新設されたが、その実効性が確保されるよう全国域の関係事業者への周知など適切な措置を講じること。

3 C S Fワクチン接種に係る農家負担を軽減するための財政的支援策を拡充すること。